

改正

令和2年3月27日告示第21号
令和3年3月26日告示第52号
令和4年3月28日告示第38号
令和5年3月29日告示第55号
令和6年3月25日告示第39号

(趣旨)

第1条 新温泉町内への移住・定住の促進及び中小企業等における人手不足の解消に資するため、兵庫県と協働して行うひょうごで働こう！UJIターン広報・就職促進事業において、東京圏（埼玉県、千葉県、東京都及び神奈川県をいう。以下同じ。）から新温泉町に移住した者が、移住支援金の支給要件を満たした場合に、予算の範囲内において移住支援金を交付することとし、当該移住支援金の交付については、兵庫県移住支援事業・マッチング支援事業及び起業支援事業実施要領（以下「県実施要領」という。）、法令等の定めるところによるほか、この要綱に定めるところによるものとする。

(交付金額)

第2条 移住支援金の金額は、世帯の申請の場合にあつては100万円、単身の申請の場合にあつては60万円とする。

2 18歳未満の世帯員を帯同して移住する場合は、前項に規定する移住支援金の金額に18歳未満の者1人につき30万円を加算する。

(対象者要件)

第3条 移住支援金の対象者は、第1号の要件を満たし、かつ、第2号、第3号、第4号又は第5号の要件に該当し、世帯の申請をする場合にあつては第6号の要件を満たす者を対象とする。

(1) 移住等に関する要件

次のア、イ及びウに該当すること。

ア 移住元に関する要件

次のいずれにも該当すること。ただし、東京圏のうちの条件不利地域（過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法（令和3年法律第19号）、山村振興法（昭和40年法律第64号）、離島振興法（昭和28年法律第72号）、半島振興法（昭和60年法律第63号）及び小笠原諸島振興開発特別措置法（昭和44年法律第79号）の指定区域を含む市町村（政令指定都市を除く。）をいう。以下同じ。）以外の地域に在住し、かつ、東京23区内の大学等へ通学し、東京23区内の企業等へ就職した者については、通学期間も修業年度を上限（ただし、高等専門学校は2年を上限）として本事業の移住元としての対象期間とすることができる。

(ア) 住民票を移す直前の10年間のうち、通算5年以上、東京23区内に在住又は東京圏のうちの条件不利地域以外の地域に在住し、雇用保険の被保険者又は個人事業主として東京23区内への通勤をしていたこと。

(イ) 住民票を移す直前に、連続して1年以上、東京23区内に在住又は東京圏のうちの条件不利地域以外の地域に在住し、雇用保険の被保険者又は個人事業主として東京23区内への通勤をしていたこと。この場合において、東京23区内への通勤の期間につ

いては、住民票を移す3か月前までを当該1年の起算点とすることができる。

イ 移住先に関する要件

次のいずれにも該当すること。

(ア) 平成31年4月1日以降に転入したこと。

(イ) 移住支援金の申請時において、転入後1年以内であること。

(ウ) 新温泉町に、移住支援金の申請日から5年以上、継続して居住する意思を有していること。

ウ その他の要件

次のいずれにも該当すること。

(ア) 暴力団等の反社会的勢力又は反社会的勢力と関係を有する者でないこと。

(イ) 日本人である、又は外国人であって、永住者、日本人の配偶者等、永住者の配偶者等、定住者若しくは特別永住者のいずれかの在留資格を有すること。

(ウ) その他兵庫県又は新温泉町が移住支援金の対象として不適当と認めた者でないこと。

(2) 就職に関する要件（一般の場合）

次のいずれにも該当すること。

ア 勤務地が兵庫県内に所在すること。

イ 就業先が、兵庫県が移住支援金の対象としてマッチングサイトに掲載している求人であること。

ウ 就業者にとって3親等以内の親族が代表者、取締役等の経営を担う職務を務めている法人への就業でないこと。

エ 週20時間以上の無期雇用契約に基づいて就業していること。

オ イの求人への応募日が、マッチングサイトに当該求人が移住支援金の対象として掲載された日以降であること。

カ 当該法人に、移住支給金の申請日から5年以上、継続して勤務する意思を有していること。

キ 転勤、出向、出張、研修等による勤務地の変更でなく、新規の雇用であること。

(3) 就職に関する要件（専門人材の場合）

内閣府地方創生推進室が実施するプロフェッショナル人材事業又は先導的人材マッチング事業を利用して就業した者は、次に掲げる事項の全てに該当すること。

ア 勤務地が兵庫県内に所在すること。

イ 週20時間以上の無期雇用契約に基づいて就業していること。

ウ 当該就業先において、移住支援金の申請日から5年以上、継続して勤務する意思を有していること。

エ 転勤、出向、出張、研修等による勤務地の変更ではなく、新規の雇用であること。

オ 目的達成後の解散を前提とした個別プロジェクトへの参加等、離職することが前提でないこと。

(4) テレワークに関する要件

次のいずれにも該当すること。

ア 所属先企業等からの命令ではなく、自己の意思により移住した場合であって、移住先を生活の本拠とし、移住元での業務を引き続き行うこと。

イ デジタル田園都市国家構想交付金（デジタル実装タイプ（地方創生テレワーク型））

又はその前歴事業を活用した取組の中で、所属先企業等から当該移住者に資金提供されていないこと。

(5) 起業に関する要件

移住支援金の申請日において1年以内に兵庫県が県実施要領に従い実施する起業支援事業に係る起業支援金の交付決定を受けていること。

(6) 世帯に関する要件（世帯向けの金額を申請する場合のみ。）

次のいずれにも該当すること。

ア 申請者を含む2人以上の世帯員が移住元において、同一世帯に属していたこと。

イ 申請者を含む2人以上の世帯員が申請時において、同一世帯に属していること。

ウ 申請者を含む2人以上の世帯員がいずれも、平成31年4月1日以降に転入したこと。

エ 申請者を含む2人以上の世帯員がいずれも、支給申請時において転入後1年以内であること。

オ 申請者を含む2人以上の世帯員がいずれも、暴力団等の反社会的勢力又は反社会的勢力と関係を有する者でないこと。

(交付の申請)

第4条 移住支援金の申請者は、新温泉町移住支援金交付申請書（様式第1号）、移住先の就業先の就業証明書（様式第2号）及び本人確認書類に加え、第3条第1号の要件を満たし、かつ、同条第2号、第3号、第4号又は第5号の要件に該当し、世帯の申請をする場合にあっては同条第6号の要件を満たすことを証する書類のほか、必要な書類を添えて、町長に提出しなければならない。

2 前項に規定する申請は、申請が可能な年度の4月1日から2月末日までに行わなければならない。

(交付決定の通知)

第5条 町長は、前条の申請があったときは、その内容を審査し、移住支援金を交付することが適当と認めるときは、速やかに新温泉町移住支援金交付（不交付・再交付）決定通知書（様式第3号）により、申請者に通知する。

2 町長は、前項の審査の結果、移住支援金の交付を不適当と認める場合又は予算上の理由等により当該年度における移住支援金の交付が不可である場合は、その旨同様に申請者に通知する。

(移住支援金の請求)

第6条 前条第1項の規定により交付決定を受けた者が移住支援金の交付を受けようとするときは、新温泉町移住支援金交付請求書（様式第4号）を町長に提出しなければならない。

(交付決定通知書の再交付)

第7条 申請者が補助金の交付決定を受けた後、紛失等の理由により交付決定通知書の再交付を必要とするときは、新温泉町移住支援金交付決定通知書再交付申請書（様式第5号。以下「再交付申請書」という。）を町長に提出しなければならない。

2 町長は、再交付申請書を受理したときは、その内容を審査し、適当と認めたときは、速やかに再交付するものとする。

(報告及び立入調査)

第8条 兵庫県及び新温泉町は、兵庫県移住支援事業が適切に実施されたかどうか等を確認するため、必要があると認めるときは、兵庫県移住支援事業に関する報告及び立入調査を求めることができる。

(交付決定の取消し)

第9条 町長は、移住支援金の交付を受けた者が次のいずれかの要件に該当する場合は、移住支援金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。ただし、雇用企業の倒産、災害、病気等のやむを得ない事情があるものとして兵庫県及び新温泉町が認めた場合は、この限りでない。

(1) 次のアからエまでのいずれかの要件に該当した場合 全額の返還

ア 虚偽の申請等をした場合

イ 移住支援金の申請日から3年未満に新温泉町から転出した場合

ウ 移住支援金の申請日から1年以内に移住支援金の要件を満たす職を辞した場合

エ 県実施要領に基づく起業支援事業の交付決定を取り消された場合

(2) 移住支援金の申請日から3年以上5年以内に新温泉町から転出した場合 半額の返還

2 前項の規定に関わらず、同項第1号イ又は同項第2号に規定する場合において、新温泉町から県内の他の事業実施市町及び地域へ転出したときは、返還すべき額の4分の3について返還を求めないものとする。ただし、県内の事業を実施していない市町及び地域又は県外の市町村に転出した場合を除く。

3 町長は、移住支援金の交付決定の全部又は一部を取り消したときは、その旨を新温泉町移住支援金交付決定取消通知書(様式第6号)により通知するものとする。

(移住支援金の返還)

第10条 町長は、前条の規定により移住支援金の交付決定を取り消した場合において、当該取消しに係る部分について、既に移住支援金が交付されているときは、期限を定めて新温泉町移住支援金返還命令書(様式第7号)によりその返還を命じるものとする。

(その他)

第11条 この要綱に定めるもののほか、移住支援金の交付に関し必要な事項は、兵庫県と新温泉町が協議して定める。

附 則

この告示は、令和元年10月1日から施行する。

附 則(令和2年3月27日告示第21号)

(施行期日)

1 この告示は、公示の日から施行する。

(経過措置)

2 この告示による改正後の新温泉町移住支援金交付要綱の規定は、令和元年12月20日以後の転入から適用し、同日前の転入については、なお従前の例による。

附 則(令和3年3月26日告示第52号)

(施行期日)

1 この告示は、令和3年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この告示による改正後の新温泉町移住支援金交付要綱の規定は、令和2年12月22日以後の転入から適用し、同日前の転入については、なお従前の例による。

附 則(令和4年3月28日告示第38号)

(施行期日)

1 この告示は、令和4年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この告示による改正後の新温泉町移住支援金交付要綱の規定は、この告示の施行の日以後に転入した者から適用し、同日前に転入した者については、なお従前の例による。

附 則（令和5年3月29日告示第55号）

（施行期日）

1 この告示は、令和5年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 この告示による改正後の新温泉町移住支援金交付要綱の規定は、この告示の施行の日以後に転入した者から適用し、同日前に転入した者については、なお従前の例による。

附 則

この告示は、令和6年4月1日から施行する。